

広報



# ぎょうめ

発行/五城目町役場  
編集/文書広報課 ☎ 0188 (52) 2100(代) 印刷/五城目印刷

毎月5日は「少年の日」



きょうのこと  
みんなで話す  
明るい家庭



家族連れなどにぎわう恋地スキー場

(広報紙中にある写真を欲しい方にはおあげします)

昭和60年

# 2月1日

(毎月1日・15日発行)

# No. 509

### 恋地スキー場

### ふるさと散歩

恋地スキー場は、町の中心から車で二十分という近い距離にあり、家族連れのスキーヤーでにぎわいます。また、南秋田郡唯一の本格的なスキー場として、競技大会や講習会などの行事も盛んに開かれます。シーズン中、ここを訪れるスキーヤーは二万人を数え、リフトとロープトローの利用券の売り上げは、一千百万円にも達します。

スキー場の広さは八ヘクタール、スロープの長さは五百メートル、平均斜度(傾斜)十七度。スキー場としては小規模ですが、緩斜面十度、急斜面二十五度と変化に富み、北向き斜面のため雪質もよく、上級者も楽しめると好評です。

また、スキー場そばには二百台収容できる駐車場が整備され、隣設している恋地山荘は、スキーロッジとして休息や昼食などに利用されています。

# 税のしくみ

## (ご注意)

この「税のしくみ」は現行法に基づいてつくられております。税法等が改正された場合は町広報に掲載いたしますのでご了承ください。

町の仕事は、わたくしたちの日常生活に直接結びついた身近なものです。町民のみなさんが、町に要望する教育、福祉、建設などの事業を推進するためには、膨大な財源を要します。昭和五十八年度一般会計決算でも事業費は十五億三千九百九十九万円で、その財源は六億三千五百四十一万(四一%)が国、県補助金ですが、三億四千二〇〇万円(二二%)は一般財源で、この一部に町税を充てていることとなります。つまり、みなさんが納付した税金は、町の事業という形で、ふたたび町民の毎日のくらしに戻され役立っていることとなります。ですから町税は多くの住民が経済力に応じ分担することが望ましいわけです。そこで、町税の課税のしくみについてできるだけ多くのみなさんに知っていただくため、シリーズで主な点について掲載することにしました。今回は、これから申告の時期に入る個人住民税について説明します。理解を深め、適正な申告書の作成に役立てましょう。

## 住民税所得控除一覧表

種類	控除額
①雑損控除	次のいずれか多い金額 ①損失の金額-保険等により補てんされた額) - (合計所得金額×1/10) ②災害関連支出の金額-保険等により補てんされた額)-5万円
②医療費控除	(支払った医療費-保険等により補てんされた額) - [(合計所得金額×5/100) 又は 5万円のいずれか低い額] (限度額200万円)
③社会保険料控除	支払った額
④小規模企業共済等掛金控除	支払った額
⑤生命保険料控除	支払保険料のうち個人年金分 控除額は(⑤と3,500円とのいずれか少ない金額 + 額を⑥から⑧に当てはめて得た金額) ⑥15,000円までの場合………支払保険料の全額 ⑦15,000円を超え40,000円までの場合………支払保険料×1/2 + 7,500円 ⑧40,000円を超え70,000円までの場合………支払保険料×1/4 + 17,500円 ⑨70,000円を超える場合………35,000円
⑥障害者控除	障害者である納税義務者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき………24万円 (特別障害者については………26万円)
⑦老年者控除	納税義務者が老年者である場合には………24万円
⑧寡婦(寡夫)控除	納税義務者が寡婦(寡夫)である場合………24万円
⑨勤労学生控除	納税義務者が勤労学生である場合には………24万円
⑩配偶者控除	ただし、控除対象配偶者が70歳以上で障害者でない場合には………26万円 納税義務者又は納税義務者と生計を一にしている親族と同居している特別障害者である控除対象配偶者………30万円
⑪扶養控除	扶養親族1人につき………26万円 ただし障害者でない70歳以上の扶養親族は1人につき………27万円 納税義務者又はその配偶者の直系尊属で、同居している70歳以上の扶養親族は1人につき………31万円 納税義務者又はその配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族と同居している特別障害者である扶養親族は1人につき………30万円
⑫基礎控除	26万円

※ 住民税には、損害保険料控除と寄付金控除はありません。

税額控除	課税総所得が1,000円以下	町 × 2% 県 × 0.8%
配当控除	“ 超える場合	町 × 1% 県 × 0.4%

- 配偶者控除、扶養控除  
給与所得等(給与、退職、雑事業)だけは33万円以下であること。  
“ 以外は10万円以下であること。  
“ と以外の所得のある人は次の算式で10万円以下であること。  
(給与所得等の合計額× $\frac{10}{33}$ と以外の所得との合計額)
- 年齢70歳以上で障害者の方は老人扶養にはなりません。この場合は配偶者・扶養控除と併せて障害者控除とする。

## 税額計算の具体例

Aさんの場合

家族構成 夫婦、子供2人

### 前年中所得内訳

農業所得	867,450円 ←
農外給与所得	560,000円 ←
所得合計	1,427,450円 ①

### 前年中所得控除

#### 支払済額分

(イ) 社会保険料	
国保税	184,000円
国民年金掛金	125,280円
計	309,280円

(生命保険料掛金123,000円の場合)

(ロ) 生命保険料控除額	38,500円
計 (イ)+(ロ)	347,780円

扶養控除 子供2人 × 260,000円  
= 520,000円

基礎控除 260,000円

### 所得割の計算

課税所得金額	②
1,427,450円 - 1,127,780円	
①	= 299,670円 ③
所得割額 × 税率	
町民税 299,000円 × 3% - 1,000円	
= 7,970円	
県民税 299,000円 × 2% = 5,980円	
計	13,950円 ④

均等割	町民税 1,000円
	県民税 500円
計	1,500円 ⑤

住民税額 ④ + ⑤	
町民税 8,970円	
県民税 6,480円	
計	15,450円

## Aさんの農業所得の計算例

収入

10a当りの標準単価は農業所得標準によりA~Gまで7段階に地力区分し、肥料、農業など標準経費を差引いた段階別標準所得です。この例はAランク標準所得です

田(整理田)	185a × 147,500円 = 2,728,750円
転作(大豆)	30a × 25,100 = 75,300円
合計	① 2,804,050円

大農具の償却費計算方法  
例1. トラクター  
(所得価額) × 90% ÷ (耐用年数)  
2,200,000円 × 0.9 ÷ 8年 = 247,500円  
例2. コンバイン  
1,350,000円 × 0.9 ÷ 5年 = 243,000円  
※ その他の大農具も計算例と同じです

支出

◎ 特別経費	<大農具> (取得価格) ÷ (耐用年数) (償却費) ↓
トラクター	2,200 冊 8年 247,500円 (油代等) (計) 68,450円 315,950円
軽トラック	680 4年 153,000円
田植機	450 5年 81,000円
コンバイン	1,350 5年 243,000円
乾燥機	700 8年 78,750円
計	38,850円 117,600円
	316,350円 1,119,600円

<土地改良費、水利費> 185,000円  
<小作料> 168,000円  
<借入金利子>

農業近代化資金など制度資金 64,000円  
合計 ② 1,536,600円

◎ 専従者控除(妻を農業専従者とする) ④  
400,000円

収入額 ① 特別経費 ②  
農業所得 = 2,804,050円 - 1,536,600円 - 専従者控除 ④ 400,000円  
= 867,450円

## Aさんの給与所得の計算例

日雇による賃金年収 給与所得金額  
1,130,000円 ③ 560,000円  
※ 給与の年収に対する給与所得金額は、簡易給与所得表により算出します。

その1 個人町民税が課税されるまで

# 進んで申告しましょう

## ～適正な課税のために～

住民税や所得税の申告の時期になりました。

申告は誰れにとってもおっくうなものです。

個人の住民税は町が税額を計算しこれを納税者に通知し納税していただくしくみになっています。

町で適正な課税を行うためには納税者の皆さんから、住民税の申告書を提出していただくことになっています。

※ 申告された内容は各種の証明書発行にも活用されます。

子供の保育料、年金等福祉関係の受給、銀行等からの資金の借入など、毎日の暮らしの中には、色々の証明を必要とすることがあります。町では申告された資料にもとづき、証明書を発行します。

※ 申告された所得は、国民健康保険税の所得割の課税基礎ともなります。

みなさんの健康な暮らしを守る国民健康保険は、国の補助と国保税で賄われています。申告された所得金額は国保税の所得割や軽減の基礎となる重要なものです。

### 1、申告しなければならない人

町内に住所のある人（生活の本拠のある人）は、原則として申告しなければなりません。

ただし、次に該当する人は申告の必要はありません。

- ◎ 前年中の所得が給与と所得のみで、給与支払報告書が町に提出された人（勤務先で提出の有無を確認してください）。
- ◎ 生活保護法により保護を受けている人。

### 2、所得割の計算方法

所得割の税額は、次の方法で計算されます。

$$\text{課税所得金額} \times \text{税率} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

$$(\text{所得金額} - \text{所得控除額})$$

#### ●所得の種類と所得金額の計算方法

所得割の税額計算の基礎は所得金額です。この計算方法（農業、給与）は別表のとおりです。

申告では、個人の収入金額と必要経費を帳簿や領収書類、又は基準数値等を用いて計算します。

#### ●所得控除の種類と控除額の計算方法

所得控除は、納税者の個人的な事情を申告していただきその人の実情に応じた納税を求めるため所得から差引く金額です。

くわしい内容は別表をご覧ください。

#### ●所得割の税率

この税率は、課税所得が大きくなるにつれ、大きくなった部分の税率が段階的に高くなり、所得の高い人ほど多くの税金を納めるしくみになっています。

なお、町の税率は地方税法に基づき、議会の議決を経て町条例で定められています。

### 税額の速算表

課税標準額(ア)	町民税税率(イ)	控除額(ウ)	県民税税率(エ)	控除額(オ)
200円以下	2.5%	0円	2%	0円
201円～450円	3%	1,000円		
451円～700円	4%	5,500円		
701円～950円	5%	12,500円		
951円～1,200円	6%	22,000円	1,501円以上	30,000円
1,201円～2,200円	7%	34,000円		
2,201円～3,700円	8%	56,000円		
3,701円～5,700円	9%	93,000円		
5,701円～9,500円	10%	150,000円		
9,501円～29,000円	11%	245,000円		
19,001円～29,000円	12%	435,000円		
29,001円～49,000円	13%	725,000円		
49,001円以上	14%	1,215,000円		

### 昭和60年度 町県民税申告相談日程表

受付時間 午前 9時30分～午後 3時00分

地区名	月日	曜日	町内部落名	会場	
五城目	2. 4	月	広ヶ野、希望ヶ丘、田町、上田町、小池町、今町、御蔵町	役場 (町民相談室)	
	5	火	新町、川原町、一番町、古川町、紀久栄町		
	6	水	新畑町、長町、仲町、米沢町、築地町		
	7	木	矢場崎、畑町、昭辰町、雀籠中川原		
	8	金	館町、樋口、東・西磯ノ目町、上樋口(上・下)、岩城町		
	12	火	上高崎、高崎、下高崎、新里町		馬川公民館
	13	水	久保、館越、帝釈寺(馬場目地区)		館越林業集会研修所
森山	14	木	岡本1区、岡本2区	森山公民館	
	15	金	野田、浦横町		
大川	19	火	大川1区、大川2区	環境改善センター	
	20	水	大川3区、大川4区		
	21	木	石崎、西野		
	22	金	下樋口、谷地中、曙町		
富津内	25	月	下山内、上山内、小倉	下山内林業集会研修所	
	26	火	富田、黒土	農協富津内支所	
	27	水	八田、台・御蔵下、脇乙	台・御蔵下公民館	
	28	木	落合、高千、北々口	落合公民館	
内川	3. 1	金	湯ノ又(1区～4区)、小川口	農協内川支所	
	4	月	浅見内(1区～6区)	内川児童館	
馬場目	5	火	町村、門前	町村公民館	
	6	水	蓬内台、小野台	農協馬場目支所	
	7	木	水沢、平ノ下、中村、寺庭	中村林業集会研修所	
	8	金	恋地、坊井地、杉沢	杉沢地区コミュニティセンター	
	11	月	合地	合地林業集会研修所	



# 贈与税 所得税

## 知らずに損しないように 18日、役場で納税相談



「税金」と聞くと、難しく煩わしいものと感じられる方が多いのではないのでしょうか。

これは、私たちにあって税金が、日ごろ国や町の行政活動を通じて受けている公共サービスの財源として必要不可欠なものであることは十分認識していても、「取られる」というイメージが強く残っているためではないかと思われ

ます。しかし、ただ単に難しく煩わしいという「感じ」だけで、税金を敬遠しては、税法や手続を知らなかったために不利益を被ることもなかりかねません。

二月一日からは贈与税の申告が、二月十六日からは所得税の確定申告が始まります。そこで、知らずに損をするこのないようお知らせします。

### 申告は正しくお早めに

申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、正しくない申告をすると、後で不足分の税金を納めるだけでなく、不足税額の一〇%の無申告加算税や五%の過少申告加算税が課され、さらに延滞税も納めなければなりません。この場合、故意に申告をしなかったり、誤った申告をしたたりしたときは、さらに重い重加算税が課されます。

このようなことのないように、申告は正しく早目にすませましょう。

### 確定申告をしなければならぬ人とは

一般の場合、商業、工業、農業、漁業、その他の事業を営んでいる人や、地代、家賃、配当などの所得のある人です。給与所得者の場合は、通常確定申告をする必要はありませんが、次のような人は申告をしなければなりません。

- ① 二方以上から給与を受けている人。
- ② 給与以外の所得が二十万円を超える人。例えば、給与のほかに年額二十万円を超える、家賃収入、受取配当、原稿料収入などの所得がある人です。

また、土地や建物を買った場合や交換した場合にも申告をしなければなりません。

### 贈与税の申告をしなければならぬ人とは

贈与税は、個人から財産をもらった人にかかる税金で、一月一日から十二月三十一日までもらった金額の合計額が六十万円を超える人が、贈与税の申告をしなければなりません。贈与税では、一定の要件を備えることにより次のような特例が受けられます。

- ・結婚して二十年以上の夫婦間の居住用財産の一千万円までの配偶者控除
- ・親子間の住宅資金に関する五百万円までの軽源措置

- ▽所得税の確定申告 二月十六日～三月十五日
- ▽贈与税の申告

二月一日～三月十五日

いずれも期限間近になりますと税務署が大変混雑し、待ち時間が長くなりますので、早い時期に申告をすませるようになしてください。

税務署からの巡回相談日は、次のとおりです。

▽日時

二月十八日(月)

午前十時～午後三時

▽相談会場

五城目町役場四階大会議室

こんな人は税金が戻る

確定申告をしなくてもいい人でも、源泉徴収された税金や予定納税した税金が納めすぎになっている場合には、申告をする税金が還付されます。例えば、給与所得者で年中途中で退職し、年末調整を受けていない人や、雑損控除、医療費控除、住宅取得控除などを受けることのできる人です。

詳しいことを知りたい方は、次のところへお尋ねください。匿名でも受け付けます。

▽税務相談室秋田南分室

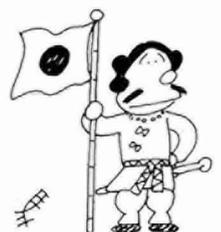
☎33-30044

▽秋田北税務所

☎45-11161



## お知らせ



建国記念日 2月11日

### ビデオの貸し出し

#### 町の観光など四巻

町では、町を紹介したビデオを製作中ですが、このほど完成した四種類四巻を二月一日から貸し出します。

このビデオは、観光宣伝や学校教育などに役立てようとする町の産業や文化などを収録したもので、観光編、産業編、歴史・文化編、行政編の四種類四巻が完成し、四季編も二月中には完成する予定になっています。

▽進むまちづくり(町の施設や役場の仕事の紹介) 20分  
屋外広告物講習会  
三月下旬に開催予定  
県では、屋外広告物の表示および掲出する物件の設置に  
関し必要な知識を修得することを目的とした講習会を、昭和六十年三月下旬、三日間にわたって秋田市で開催する予定です。

屋外広告物を営もうとする方は、講習を終了していることが必要ですので希望者は受講してください。

なお、講習会の正式な開催時・場所・講習内容については、二月中旬に発表される予定です。

▽問い合わせ先

秋田土木事務所

用地課管理係

☎60-2410

### 秋田湾・雄物川流域下水道事業の変更案を縦覧

町では、秋田・男鹿・五城目および八郎潟都市計画秋田湾・雄物川流域下水道(臨海処理区)の事業計画の変更案を、規定に基づき次のとおり縦覧に供しています。

▽施行者の名称 秋田県

▽事業の名称 秋田湾・雄物川流域下水道事業

▽縦覧期間 一月三十日から二月十二日まで

▽縦覧場所 役場都市計画課

詳しいことは、文書広報課(☎52-2100)まで。  
貸し出しするビデオテープの種類は次のとおりです。  
▽城のある町五城目(町の観光的名物の紹介) 22分  
▽史跡をたずねて(町の歴史・文化の一部を紹介) 15分  
▽のびゆく産業(町の産業を紹介) 31分

# カメラレポート

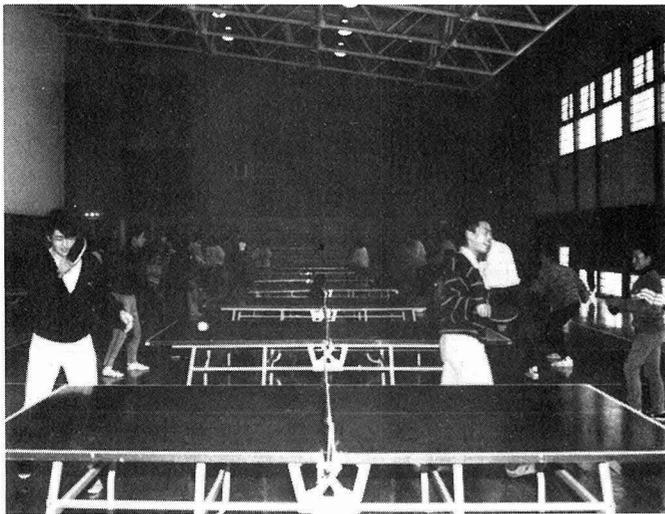


## 初練習に汗を流す

### 五卓会で卓球打初め

五卓会主催の卓球打初めが、1月2日、広域体育館で町内の愛好者約150人が参加して行われました。

福島会長のあいさつの後、参加者たちは午前9時から正午まで初練習に汗を流し、今年一年の健闘を誓い合いました。また、参加者の中には帰省した人や小中学生の姿も見られるなど、開催30回を数えるこの打初めが、愛好者にとっては新春の恒例行事となっているようでした。



広域体育館三階体育室で行われた打初め



お茶わんを前に神妙な子供たち(右端が荒川さん)

## お母さんと作法を勉強

### こぼと家庭教育学級

「こぼと家庭教育学級」では、1月12日、おせど会館で今年度4回目の学習会を開きました。今回は荒川陽子さん(築地町)を先生に、お茶の入れ方などの礼儀作法を子供といっしょに勉強しました。

この家庭教育学級は一昨年、公民館の呼びかけで小学1年生を持つお母さんたち11人で結成されました。家庭教育学級は、同年齢の子供を持つお母さんたちが、子供の成長に応じていっしょに学習しようというもので、現在、13学級が学習計画に基づいて自主活動を続けています。

## お知らせ

**保育園(所)に入る幼児の身体検査を行います**

来年度、新たに保育園(所)に入る幼児の身体検査が次のとおり行われます。(身体検査は午後一時半からです)

- ▽五城目保育園 523805
- 二月八日(金)
- ▽内川保育園 542967
- 二月五日(火)
- ▽大川保育園 753033
- 二月十三日(水)
- ▽馬場目保育園 532321
- 二月六日(水)
- ▽杉沢保育所 532652
- 二月七日(木)
- ▽富津内保育所 542966
- 二月一日(金)

**個人向け融資の受付**

住宅金融公庫

住宅金融公庫では、今年度四回目の個人向け融資の申し込みを受け付けています。受付期間は、一月二十八日から二月二十六日までです。

▽問い合わせ先

住宅金融公庫 仙台支所

住宅相談所

仙台市本町二丁目4-6

0222-279311

青・壮年スポーツ教室

参加者を募集

教育委員会の主催で「青・壮年スポーツ教室」が、二月十二日から毎週火曜日と金曜日の午後六時半から広域体育館で開かれます。参加を希望

する方は、二月八日までに公民館(524411)へ申し込んでください。

スポーツ教室では、軽体操(レクリエーション・ゲーム)、基礎体力づくり、卓球、バドミントン、バスケットボール、トランポリンなどについて行い、十回開かれます。参加は無料です。

**スキーバッチテスト**

24日・恋地スキー場で

五城目町スキークラブ主催のスキーバッチテストが行われます。これは今シーズン最後のバッチテストです。詳しい内容は、事務局(伊藤英紀 52468)へお問い合わせください。

▽日時 二月二十四日(日) 午前九時から受付

▽場所 恋地スキー場

▽テスト種目 一〜五級

(午前十時から講習、午後一時から検定)

職場スポーツ指導者研修

受講者を募集

県教育委員会では、職場スポーツ指導者研修講座を開きます。

▽日時 二月十五日(金) 午前九時半

▽会場 県立スポーツ会館

▽受講料 無料

▽申し込み期限 二月十二日

▽問い合わせ・申し込み先 県立スポーツ会館

547911

# 2月17日 五城目町長選挙の投票日

任期満了（二月二十四日）に伴う五城目町長選挙が次のように執行されます。

【告示日】 二月十二日（火）  
【投票日】 二月十七日（日）  
（午前七時から午後六時まで）

ただし閉じる時刻を繰り上げる投票区は次のとおりです。

- ▽馬場目第三投票区 午前七時から午後五時まで
- ▽馬場目第四投票区 午前七時から午後五時まで
- ▽馬場目第五投票区 午前七時から午後四時まで
- ▽富津内第四投票区 午前七時から午後五時まで
- ▽内川第三投票区 午前七時から午後五時まで

### 【投票所】

- ▽五城目第一投票区 築地町児童館
- ▽五城目第二投票区 旧五城目町役場第三会議室
- ▽五城目第三投票区 五城目幼稚園遊戯室
- ▽五城目第四投票区 五城目町公民館馬川分館
- ▽五城目第五投票区 会議室
- ▽五城目第六投票区 上樋口公民館
- ▽馬場目第一投票区 町村会館
- ▽馬場目第二投票区 馬場目第二投票区 中村林業集会所（中村公民館）
- ▽馬場目第三投票区 恋地公民館
- ▽馬場目第四投票区 杉沢公民館
- ▽馬場目第五投票区 合地林業集会所
- ▽富津内第一投票区 秋田末広繊維株式会社 議室
- ▽富津内第二投票区 富津内地区コミュニティ センター集会所
- ▽富津内第三投票区 富津内中学校理科室
- ▽富津内第四投票区 北北口公民館
- ▽内川第一投票区 湯ノ又公民館
- ▽内川第二投票区 内川児童館
- ▽内川第三投票区 小倉公会堂
- ▽大川第一投票区 大川多目的集会所
- ▽大川第二投票区 西野公民館
- ▽大川第三投票区 南秋田郡製材協会会議室

▽五城目第六投票区

上樋口公民館

▽馬場目第一投票区

町村会館

▽馬場目第二投票区

中村林業集会所（中村公民館）

▽馬場目第三投票区

恋地公民館

▽馬場目第四投票区

杉沢公民館

▽馬場目第五投票区

合地林業集会所

▽富津内第一投票区

秋田末広繊維株式会社 議室

▽富津内第二投票区

富津内地区コミュニティ センター集会所

▽富津内第三投票区

富津内中学校理科室

▽富津内第四投票区

北北口公民館

▽内川第一投票区

湯ノ又公民館

▽内川第二投票区

内川児童館

▽内川第三投票区

小倉公会堂

▽大川第一投票区

大川多目的集会所

▽大川第二投票区

西野公民館

▽大川第三投票区

南秋田郡製材協会会議室

谷地中公民館

▽森山投票区

森山公民館

### 【立候補届出】

立候補届出は、二月十二日（告示日）の一日だけです。また、受付時間は午前八時三十分から午後五時までとなっています。

▽立候補者届出場所 役場正庁（二階）

▽不在者投票

選挙の当日、正当な理由によつて投票所において投票することができない場合に限り、選挙期日の告示の日（二月十二日）から投票日の前日（二月十六日）までの間に不在者投票を行うことができます。また、選挙の期日の告示前であっても不在者投票の請求をすることができません。その場合には、投票用紙などの請求書に、選挙の当日自ら投票所に行き、投票することができない事由を申し立てる旨の本人の宣誓書を添付しなければなりません。（用紙は選挙管理委員会にあります）

### 【入場券の配付】

入場券は、町政協力員を通じて配付されます。町内転居者については、住民基本台帳に基づいて処理されましたが、二月五日以降のものは従前の住所地に配付されます。もし配付されない場合は、ただちに選挙管理委員会（☎5214300）に連絡してください。

### 【開票日】

二月十七日（日）即日開票 午後七時から

### 【開票の参観】

五城目町開票区の選挙人に限り、開票を参観することができます。開票所は役場正庁となっています。

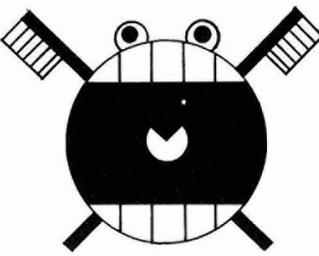
### 【有権者の資格など】

今回の選挙は、昭和六十年二月十一日現在において調製した選挙時登録による選挙人名簿で行われます。  
・住所要件 二月十一日まで三カ月間継続して住所を有した者（昭和五十九年十一月十日以前から居住し、住民基本台帳に登録されている者）  
・年齢要件 二月十七日現在で満二十歳に達する者（昭和四十年二月十八日以前の出生者）  
※ 町外に転出した時点で、この選挙の選挙権はなくなります。

歯の健康シリーズ No. 21

## ブラッシング②

（シンボルマーク 応募作品から）  
五城目第一中学校二年 千田 正樹



歯肉の表面も磨く  
歯肉を磨くとき、歯ブラシの毛先を歯肉表面に向けてと歯と歯肉を両方一緒に磨くことができます。それによって歯肉も健康な状態を保ちます。

磨き癖  
磨いているのに十分に磨けていないのは、磨き癖のせいです。  
口の中は想像で磨くので、つい磨き方の癖が出て磨き残しをしてしまいます。  
自分では上手に磨いているつもりでも、意外に磨けていないものです。鏡をみながら歯ブラシの毛先の当て方や動かす方向を確かめる必要があります。

冠をかぶせても磨く  
できたむし歯は治さなければなりません。プラークが取れる磨き方を心得、習慣として磨くのでなければ治してもまたすぐ新しいむし歯ができてしまうからです。

冠をかぶせて治したのだから磨かなくてもよいと思うのは誤りです。かぶせて治した場合も磨くのです。むしろ自分の歯のときより一生懸命に磨きましょう。

歯が浮く  
歯を支えている組織に炎症が広がったとき起こる現象です。かみ合わせたとき、ほかの歯より先に当たる感じがします。ひどくなるにしたがって力を入れてかめなくなり、ついには抜けてしまいます。プラークが原因なので、磨いて除去することにより予防できます。

親と子の健康な歯づくり  
運動推進委員会 養護部会

# みんなの広場

## 東西ヨーロッパ印象記 ②

越 齋 藤 喜代治

西ドイツ —— ホーエンシュタイン村の  
「わが村は美しく」の現地調査をする調査団一行



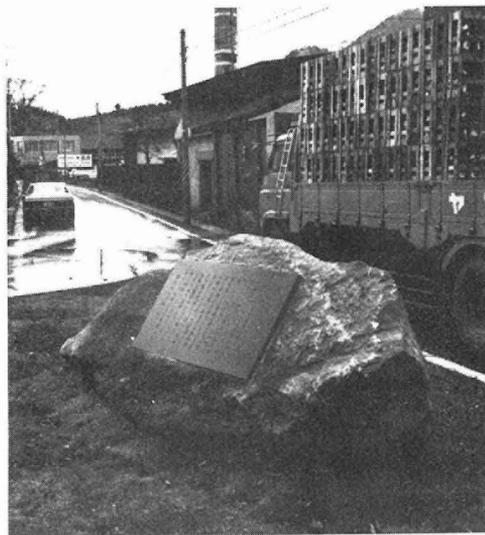
(2) オーストリア  
オーストリアに入ってから感じたことは、森林が多くなってきたことである。日本と同じく山林が多いそうであるが、樹木の葉、牧草の緑がなるともきれいだ。環境のきれいなことは心が安まる。見たかぎりでは、ゴミひとつ落ちていない国だと思っていた。国民が自発的にきれいにしているのだとすれば、日本国民も大いに学ぶべきことがある。

(3) 西ドイツ  
連邦政府と関係なく州自体の農政を展開、次の世代に残す農業を組み立てていることに感銘。日本も少し見習って腰の座った村づくりをすべきだと痛感する。樹木を大切に、枝を一本切るにも許可が必要であるとか。自然保護への力の入れようもまた驚

きのひとつである。放牧地の中に果樹を植えている。牛の日よけと実取りの一石二鳥とは考えたものである。  
自由主義国は実に汚れている。ゴミがいたるところに散らばっているのは、日本の恥部を見るようで実に不快であった。また、デパートでの買物の精算に時間のかかることには驚いた。ただ農家への民宿ができなかったのが残念な気がする。

わが町の「村づくり」もまだ長い年月を要するが、根気よく取り組んで行く必要がある、これが次代への大きな支えとなることは間違いないと確信する。  
ドナウエッセンゲンの畜産と酪農の二戸の農家は、ドイツでは大規模の優秀農家であることもあるだろうが、家族ぐるみでの営農、機械の共同利用、自給飼料一〇〇%への努力など、コスト軽減による所得増に頑張る姿は、今後の日本農家がたどらなければならぬ道であるかもしれない。

### 矢田津世子の文学碑 町の新名所に



中央線わきに建てられた矢田津世子の文学碑

本町出身で芥川賞候補にもなった女流作家・矢田津世子の文学碑が、昨年十一月、生家近くの中央線と旧道の交差点わきに建てられ、町の新名所になっています。

この文学碑は、町の芸術文化協会が一般からの寄付金と町の援助を得て建てたもので、県内での文学碑の建立は、秋田市高清水公園にある伊藤永之介氏の文学碑について二番目。約四トンの男鹿石に、「わがふるさと五城目町」と題する随筆の一部と矢田氏のサインを刻んだミカゲ石の石板をうめ込んであります。

矢田氏は、明治四十年に五城目町助役・鉄三郎氏の五人兄弟の末っ子として生まれ、五城目小学校に入学しましたが、間もなく秋田市へ転出。その後、東京で作家活動に入りましたが、肺結核を患い、三十六歳の若さで他界しました。氏は五城目町を離れてからは、再び本町に足を運ぶことはありませんでしたが、五城目町を描いた作品があるなど、氏の作品には秋田と関係のある人物や場面が数多く登場しています。代表作は「妻の話」「やどかり」「茶粥の記」など。

## 町内の話題

# 我が村の落書

36

畠山 鶴松

## 梨なる歌と田の作り方

一月十五日は、雪の中に模型の田を作ったものだ。

田は十一日の蔵祝いの朝、山の神に御礼した古いわらをしばった梨の木の下に、一坪くらい雪を鍬で削り作った。

畠山家では、田の入口に御幣を刺し、四角(すみ)に蔵祝いに取った柳の若木、タラの木を一本ずつ、奥の右角にはスス掃きに使った長棒の箒を刺し、四角のタラの木には朝に納めた大正月に使った占縄を張った。

田の中には、萱の雄花、豆から、稲わらの三種を合わせて一株とし十二株、閏年には十三株植え、さらに稲の花が多く付くようにと、



子供たちが梨なる歌を唄っているところ

豆ぬか、米ぬか、枳がらをまいたものだった。この稲の花は、無病息災と花いっぱい豊作を祈って家の周りにもまいたものです。

この日は、夕食後六時頃になると、子供達が主人の許しを得て梨の木の前で、賑やかに声張り上げて、梨なる歌をうたいます。

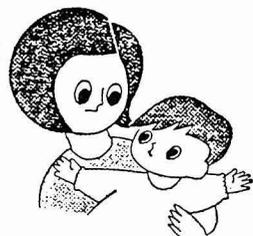
「梨なるうかなるまいか、なると言うたら置いてけどしや、ならにやと言うたら、きり申しよ、きり申しよ」

「虫つむかつまないか、つまにやと言うたら置いてけどしや、つむと言うたら、きり申しよ。きり申しよ」

「花咲くか咲かないか、咲くと言うたら置いてけどしや、咲かにやと言うたら、きり申しよ。きり申しよ」

この歌を二回くり返してうたと、家の主人が子供達一人ひとりに、五く六文のお金をくれた。

子供達はこうして次から次に、家々をうたい歩いたものでした。



## お誕生

おめでとう

おめでとうございます

- 落合 伊藤佑奈 11月22日 二女
- 博 礼津子 二女
- 野田 工藤光則 11月22日 二男
- 勅彦 尚子 二男
- 中村 佐藤真紀 11月15日 長女
- 光男 悦子 長女
- 蓬内台 金野 力 11月25日 二男
- 理蔵 ヤエ子 二男
- 蓬内台 金野育美 11月27日 長女
- 俊 真弓 長女

## おくやみ 申し上げます

(数字は年齢)

- 野田 藤井亜希子 11月30日 長女
- 勝美 啓子 長女
- 大川四区 小熊千里 12月4日 二女
- 邦義 博子 二女
- 大川四区 小熊万里 12月4日 三女
- 邦義 博子 三女
- 畑町 山本貴子 12月10日 二女
- 豊 裕子 二女
- 野田 藤井亜希子 11月30日 長女
- 大川四区 小熊千里 12月4日 二女
- 邦義 博子 二女
- 大川四区 小熊万里 12月4日 三女
- 邦義 博子 三女
- 畑町 山本貴子 12月10日 二女
- 豊 裕子 二女



## 善意銀行 預託者

(敬称略)

- 十二月十一日 五千元 五城目町社交ダンス愛好会(会長 伊藤富司) (チャリティーダンスパーティー時の収益金の一部を寄付したもの)
- 十二月十二日 二万円 米沢町 畠山隆博 (亡父隆様の香典返しとして)
- 十二月十九日 七万円 浅見内三区 松橋光博 (亡父鉄之助様の香典返しとして)

- 十二月二十日 三万円 小池町 福田禎三 (亡母トミエ様の香典返しとして)
- 十二月二十五日 二万円 田町 仁村 博 (亡父銀之助様の香典返しとして)
- デジタル自動血圧計 三台 新畑町 伊藤万治郎
- 十二月二十七日 五万円 石崎 加藤告雄 (亡父篤一様の香典返しとして)
- 十二月二十八日 二万円 浅見内六区 松橋国雄

- 十一月十九日 名めこ 三キロ 畑町 猿田由美
- 十二月三日・二十四日 理容奉仕 今町 小杉田啓一
- 十二月十八日 美容奉仕 南秋美容組合井川支部 たばこ(セブンスターなど二百三十個) 専売公社秋田支局
- 十二月二十日 三万円 小池町 福田禎三 (亡母トミエ様の香典返しとして)
- 十二月二十五日 二万円 田町 仁村 博 (亡父銀之助様の香典返しとして)
- デジタル自動血圧計 三台 新畑町 伊藤万治郎
- 十二月二十七日 五万円 石崎 加藤告雄 (亡父篤一様の香典返しとして)
- 十二月二十八日 二万円 浅見内六区 松橋国雄



## 森山荘に 寄せられた善意

(敬称略)

## 町の人口と世帯

		1月1日 現在	
人口	15,761人	(-12)	
(男)	7,537人	(-5)	
(女)	8,224人	(-7)	
世帯	3,949世帯	(-4)	

※( )内は前月との比較

- 5日 松橋サツ子 45 浅見内
- 6日 加藤篤一 72 石崎
- 7日 畠山リツ 98 岩城町
- 21日 小熊トヨ 89 大川三区
- 21日 伊藤徳治 84 乙市